

大阪市条例第59号

大阪市御堂筋本町北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部
を改正する条例

大阪市御堂筋本町北地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成26年大阪市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
(壁面の位置の制限) 第8条 建築物の壁若しくはこれに代わる柱 又は建築物に附属する門若しくは塀で高さ が2メートルを超えるものは、地区計画に おいて定められた壁面の位置の制限に反し て建築してはならない。ただし、次に掲げ る建築物又はその部分については、この限 りでない。 [(1) 略] <u>(2) 都市再生特別措置法（平成14年法律第 22号）第36条の3第2項の規定に基づく 認定を受けた建築物のうち都市計画道路 御堂筋線に面しない部分</u> <u>(3)～(6) [略]</u>	(壁面の位置の制限) 第8条 [同左] [(1) 同左] [新設] [(2)～(5) [同左]]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線 は注記である。	

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。